

公益財団法人 福井県下水道公社

九頭竜川流域下水道運転管理業務委託

入 札 説 明 書

公益財団法人 福井県下水道公社

## 目 次

- 1 入札に付する事項
- 2 入札の方法
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 4 入札参加資格確認申請時の提出資料
- 5 入札説明書等の交付場所
- 6 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法
- 7 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
- 8 入札保証金に関する事項
- 9 契約保証金に関する事項
- 10 入札および開札
- 11 入札の無効
- 12 再度入札
- 13 落札者の決定に関する事項
- 14 契約の確定
- 15 契約書作成の要否および契約事項
- 16 この入札にかかる一連の手続および契約に関する手続において使用する言語  
および通貨
- 17 その他

- 様式1 入札参加資格確認申請書  
様式2 閲覧確認書  
様式3 質問書  
様式4 入札書  
様式5 委任状

## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務委託の名称

九頭竜川流域下水道運転管理業務委託

#### (2) 委託内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

#### (3) 履行場所

九頭竜川浄化センター（坂井市三国町池見地係）外

#### (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 2 入札の方法

制限付き一般競争入札による。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

(4) 次のアおよびイを満たす単体企業であること。ただし、アおよびイについては、平成26年度以降において、元請として（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）連続して3年以上のものに限る。

ア 地方自治体または地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体にかかる標準活性汚泥法等<sup>(※)</sup>の方法による日最大処理能力が1日当たり4万5千立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）における運転管理業務の受託実績を有する者であること。

イ 福井県内の地方自治体または福井県内の地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体にかかる標準活性汚泥法等<sup>(※)</sup>の方法による終末処理場における運転管理業務の受託実績を有する者であること。

(※) 『下水道維持管理指針 実務編 2014年版（公財）日本下水道協会』21ページに記載の図8.4.3『浮遊生物を利用した処理（活性汚泥法）』

(5) 次のアおよびイを満たす者を総括責任者および副総括責任者とすること。ただし、総括責任者は常駐で配置できること。

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第157号）第15条の3各号に定める資格を

有する者

イ 契約の日において、現に3か月以上継続して、この入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

#### 4 入札参加資格確認申請時の提出資料

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）に必要書類を添えて、次のとおり提出し、この入札にかかる業務に関し、当社の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 申請書の提出期間

令和7年2月18日（火）午前8時30分から令和7年2月28日（金）午後4時00分まで（土日祝日を除く）

##### (2) 申請書の提出先

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

公益財団法人福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

申請書の提出は、直接当会社に持参する方法、郵送または電送により送付する方法により行うものとする。申請書は、2部提出すること。

##### (3) 申請書以外の必要書類

###### ア 競争入札参加資格のための書類

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）による競争入札参加資格決定通知書等の写し

（申請中の場合はその申請書の写し）

イ 入札説明書 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「入札参加資格要件」という。）(3)を満たす書類

ウ 入札参加資格要件(4)アおよびイを満たす書類

エ 入札参加資格要件(5)アおよびイを満たす書類

なお、上記書類のほか、補足資料を求められる場合がある。

申請書とあわせて2部提出すること。

##### (4) 審査の通知結果

審査の結果は、入札参加資格申請書を提出した者に対し、令和7年3月7日（金）までに書面により通知する。

#### 5 入札説明書等の交付

入札説明書等の交付場所は、4(2)と同様とする。

なお、入札説明書は当会社ホームページで公開する。

仕様書および設計書は、新品のCD-Rとの交換により、仕様書および設計書を収納したCD-Rの配布を受けることができる。

CD-Rの配布を受けたものは、閲覧確認書（様式2）を提出すること。

配布期間は、4(1)と同様とする。

#### 6 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法

##### (1) 提出期間

令和7年2月18日（火）午前8時30分から令和7年3月13日（木）午後4

時00分まで（土日祝日を除く）

(2) 提出先

4(2)と同様とする。

(3) 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、質問書(様式3)に質問内容を記入し、提出すること。

なお、当該書面は、持参または郵送を原則とするが、次のいずれの要件を満たす場合には、電送による提出も認める。

ア 質問の内容が業務委託および入札説明書に関する事項であること。

イ 質問者が確認できること。

ウ 後日、書面により郵送を行うこと。

(4) 回答

質問者に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うとともに、公益財団法人福井県下水道公社ホームページに掲載する。

(5) その他

入札説明書等にかかわらない事項についての質問は、入札日前日の午後4時00分までとし、電話によるものも認める。

7 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書(様式4)の提出方法

郵送入札によるもの(配達記録が残る郵便等に限る。)とし、持参または電送によるものは認めない。

(2) 入札書の提出期間

令和7年3月19日(水)午前8時30分から令和7年3月21日(金)午後4時00分まで(祝日を除く)

(3) 開札日時、開札場所

令和7年3月24日(月)午前10時00分

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

九頭竜川浄化センター管理本館 301会議室

(4) 入札書の提出先

4(2)と同様とする。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、次のアまたはイに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を当公社に提出したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登録されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

① 公社発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者。

② 公社発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者。

③ ①および②以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者。

※ 免除にあたっては、特に手続きを要しないが、上記の①～③に該当する者が入札保証金を納入しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

## (2) 入札保証金の納付

前号の規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額（税込）の100分の5以上の入札保証金を、令和7年3月24日（月）8時30分から8時45分までの間に、納入しなければならない。なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

## (3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行が適格担保として認める社債

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前1週間程度における市場価格とする。）の8割に相当する金額とする。

## 9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

- (1) 契約者が、保険会社との間に当社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を当社に提供したとき。
- (2) 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登載されている者で、過去2年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上（2回以上）にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 入札および開札

- (1) 入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書には次に掲げる事項を記載するものとする。
- ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る。）
  - イ 業務委託の名称
  - ウ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の氏名）および代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印のこと。）
  - エ くじ用の数字（3桁）
- なお、入札書は封印のうえ、封筒に「氏名（法人の場合は、その名称または商号）」を記載し、『九頭竜川流域下水道運転管理業務委託入札書在中』と朱書すること。
- (4) 入札参加者は、提出した入札書を書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。
- (5) 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (6) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

#### 1 1 入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とする。

- ア 入札に加わる資格がない者または資格のなくなった者のした入札
- イ 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ウ 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- エ 二人以上の代理をした者のした入札
- オ 入札者が連合した入札
- カ 最低制限価格が設けられている場合において、これに満たない金額をもって行った入札
- キ 入札の際、不正の行為をした者の入札
- ク 金額その他要点を確認することができない入札
- ケ 入札参加資格がある旨の確定通知を受けていない者が行った入札
- コ 当該資格の有無にかかる審査の申請において虚偽の申請を行った者が行った入札
- サ 入札心得において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者が行った入札
- シ その他一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

#### 1 2 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、再度の入札をすることがある。
- (2) 2回目の入札において、代理人が入札しようとするときは、委任状（様式5）を提出しなければならない。
- (3) 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

#### 1 3 落札者の決定に関する事項

この入札に関する委託業務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。

#### 1.4 契約の確定

この公告にかかる契約は、令和7年度収支予算が公益財団法人福井県下水道公社理事会で可決された場合において確定させる。

#### 1.5 契約書作成の要否および契約事項

- (1) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別紙の契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

#### 1.6 この入札にかかる一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

#### 1.7 その他

- (1) この入札において、最低制限価格は設定しない。
- (2) 入札参加者は、「公益財団法人福井県下水道公社制限付き一般競争入札実施要領（物品購入、業務委託、物件借入）」「入札心得」および契約書案等を熟読し遵守すること。

様式 1

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

所在地

会社名

代表者名

印

担当者名

印

令和 年 月 日付けで入札公告のありました九頭竜川流域下水道運転管理業務委託にかかる入札に参加する資格について、確認されたく、別添の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであることおよび添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

ア 物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）による競争入札参加資格決定通知書等の写し  
（申請中の場合はその申請書の写し）

イ 入札説明書 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「入札参加資格要件」という。）（3）を満たす書類

ウ 入札参加資格要件（4）アおよびイを満たす書類

エ 入札参加資格要件（5）アおよびイを満たす書類

様式 2

閲覧確認書

下記入札予定業務委託に係る設計図書を閲覧しました。

記

業務名

履行場所

開札日時 令和 年 月 日 時 分

公益財団法人 福井県下水道公社理事長 様

令和 年 月 日

業者名

閲覧者氏名 印

様式 3

## 質 問 書

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

質問日：令和 年 月 日

会社名：

担当者名：

電 話：

F A X：

E-mail：

〈質問内容〉

質問受付期間：令和 年 月 日（ ） 時まで

様式 4

(くじ用の数字)

□ □ □

## 入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

所在地

会社名

代表者名

印

入札公告および入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札  
します。

### 入札に付する事項

九頭竜川流域下水道運転管理業務委託

金 額

円

※ 上記金額に、消費税および地方消費税の額は含まない。

様式 5

## 委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

所在地

会社名

代表者名 印

弊社は、令和 年 月 日の一般競争入札に関して下記の者を代理人と定め、入札書提出の一切の権限を委任します。

### 記

入札に付する事項 九頭竜川流域下水道運転管理業務委託

代理人住所

代理人職名

代理人氏名 印

## 九頭竜川流域下水道運転管理業務委託契約書

- 1 契約業務名 九頭竜川流域下水道運転管理業務委託
- 2 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円
- 3 履行期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
- 4 履行場所 坂井市三国町池見地係（九頭竜川浄化センター）外
- 5 契約保証金  
契約金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額の100分の10以上  
（ただし、福井県財務規則第172条各号のいずれかに該当する場合は免除する。）

上記業務について、委託者 公益財団法人 福井県下水道公社（以下「委託者」という。）  
と受託者 （以下「受託者」という。）  
は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を  
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

(総則)

- 第1条 委託者および受託者は、この契約書に基づき、設計図書（仕様書、特記仕様書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、契約（この契約書および設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務を履行期間内に完了し、委託者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 委託者が受託者に委託する業務の詳細は設計図書の定めによるものとする。
- 4 受託者は、この契約書および設計図書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。
- 5 委託者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者または受託者の総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者または受託者の総括責任者は、委託者の指示に従い業務を行わなければならない。
- 6 委託者は、この契約書もしくは設計図書に特別の定めがある場合または前2項の指示もしくは委託者と受託者の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 7 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 8 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面により行わなければならない。
- 9 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところとする。
- 12 この契約書および設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 13 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 契約に係る訴訟の管轄裁判所は、日本国における専属的合意による裁判所とする。

(関連工事等の調整)

- 第2条 委託者は、受託者の行う業務および第三者の行う工事等が密接に関連する場合において、必要があるときは、その業務および工事等について調整を行う。ただし、第10条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。
- 2 前項の場合において、受託者は、委託者または監督職員の調整に従い、当該第三者の行う工事等が円滑に行えるよう協力しなければならない。

(運転管理業務計画書の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結時に設計図書に基づいて、運転管理業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 4 運転管理計画書は、委託者および受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受託者は、契約金額の100分の10以上（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。
- (1) 契約者が、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、

当該保険証書を委託者に提出したとき。

- (2) 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登録されている者で、過去2年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上(2回以上)にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等(以下「成果物」という。)もしくは委託者が受託者に支給する支給品を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、受託に伴い作成した成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当することの有無にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該著作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物および業務を行う上で得られた記録等が著作物に該当することの有無にかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用または複製し、また、第1条第10項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)およびデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースをいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラムおよびデータベースを利用することができる。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第7条 受託者は、業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 受託者は、委託者に対して、下請負人の商号または名称その他必要な事項(下請負人がいない場合は、その旨)を、業務に着手しようとするときまでに届け出なければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、委

託者に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者が指示した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるものおよびこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者もしくは受託者の総括責任者に対する指示もしくは承諾または受託者もしくは受託者の総括責任者との協議

(2) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の実施状況の検査

3 委託者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 委託者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

6 委託者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、委託者に帰属する。

(総括責任者等)

第11条 受託者は技術上の管理を行う総括責任者および副総括責任者（以下「総括責任者等という。」）を定め、その者の氏名その他必要な事項を記した届を委託者に提出し、承認を得なければならない。総括責任者等を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、専任して、業務の管理および統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、委託料の請求および受領、第13条第1項および第2項の請求の受理、同条第3項の決定および通知ならびにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に提出し、承認を得なければならない。

(履行報告)

第12条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行に係る計画、状況等について委託者に報告しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第13条 委託者は、総括責任者がその業務の実施につき著しく不相当と認めるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 委託者または監督職員は、副総括責任者その他受託者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等で業務の実施または管理につき著しく不相当と認めるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受託者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内にその結果を委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、委託者に対してその理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。

(監督職員の立会いおよび業務記録の整備等)

第14条 受託者は、監督職員の立会いの上実施するものと指示された業務については、当該立会いを受けて実施しなければならない。

2 監督職員は、受託者から立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

3 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受託者の請求に7日以内に応じないため、その後の業務の実施に支障をきたすときは、受託者は、監督職員に通知した上、当該立会いを受けることなく、業務を実施することができる。この場合において、受託者は、当該業務を適切に行ったことを証する業務写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 第1項または前項の場合において業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(支給品)

第15条 委託者が受託者に支給する支給品は設計図書の定めるところによるものとする。

2 監督職員は、支給品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、委託者の負担において、当該支給品を検査しなければならない。

3 受託者は、支給品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書を提出しなければならない。

4 受託者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

- 5 委託者は、受託者から第2項後段または前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給品に代えて他の支給品を引き渡し、支給品の品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能を変更し、その理由を明示した書面により、当該支給品の使用を受託者に請求しなければならない。
- 6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質、規格もしくは性能、引渡場所または引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるとき、履行期間もしくは契約金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受託者は、設計図書の定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不要となった支給品を委託者に返還しなければならない。
- 10 受託者は、故意または過失により支給品が滅失もしくはき損し、またはその返還が不可能になったときは、委託者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 受託者は、支給品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### (業務用地の確保等)

- 第16条 委託者は、業務用地その他設計図書において定められた業務の実施上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を受託者が業務実施上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受託者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 業務の完了、設計図書の変更等によって業務用地等が不用となった場合において、当該業務用地等を受託者が所有または管理する調達物品、機械器具、仮設物その他の物件（再受託者の所有または管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受託者は当該物件を撤去するとともに、当該業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受託者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または業務用地等の修復もしくは取り片付けを行わないときは、委託者は受託者に代わって当該物件を処分し、業務用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分または修復もしくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、委託者の処分または修復もしくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める。

#### (設計図書と業務内容が一致しない場合の改善義務等)

- 第17条 受託者は、業務の実施内容もしくは実施部分が設計図書または委託者の指示もしくは委託者と受託者の協議内容に適合しない場合において、監督職員がその改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるとき、または委託者が

必要と認めるときは履行期間もしくは契約金額を変更し、または受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受託者が第14条第1項の規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、既に実施した業務の実施状況を検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、業務の実施内容もしくは実施部分が設計図書に適合しないと認められる相当な理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、既に実施した業務の実施状況を検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受託者は、業務に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書または現場説明に対する質問回答書の指示する内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅうまたは脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 業務現場の状態、業務実施上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な実施条件と実際と相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない実施条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、または自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを受けずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、これを受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 委託者は、第2項に規定する調査により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。

5 委託者は、前項の規定により設計図書の訂正または変更を行う場合には、受託者にその内容を通知して、これを行うものとする。この場合において、必要があると認められるときは履行期間または契約金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 委託者は、前条に規定するもののほか必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、これを変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認めるときは履行期間または契約金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自

然的もしくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、成果もしくは支給品に損害を生じもしくは業務現場の状況が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務を中止する旨およびその内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部または一部を中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務を中止する旨およびその内容を受託者に通知して、業務の全部または一部を中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を中止させた場合において、必要があると認めるときは履行期間または契約金額を変更し、受託者が業務の再開に備え業務の中止に伴う増加費用を必要とし、または受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の変更）

第21条 受託者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事等の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、契約金額について必要と認められる変更を行い、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の短縮）

第22条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは契約金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第23条 この契約書の規定による変更後の履行期間については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が、履行期間の変更事由が生じた日（当該変更が委託者または受託者の請求または通知による場合にあっては、その請求または通知が相手方に到達した日）から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第24条 この契約書の規定による変更後の契約金額については、次条の規定によるほか、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が契約金額の変更事由が生じた日（当該変更が委託者

または受託者の請求または通知による場合にあっては、その請求または通知が相手方に到達した日) から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とし、または損害を受けた場合に委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。

(賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更)

第25条 設計図書に定める業務において、特別な要因により履行期間内に主要な業務に要する費用および調達品の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、委託者または受託者は、契約金額の変更を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約金額の変更額については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、  
受託者に通知する。

- 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が第1項の請求を行った日または受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者は、大雨または台風その他の緊急事態発生に備え、従事者が勤務時間外の非常呼び出しに応じられる体制を確立しておかななければならない。
- 5 受託者が第1項または第3項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第27条 業務完了前に、成果もしくは支給品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項もしくは第2項または第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(第44条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務の実施について第三者に及ぼした損害について、受託者がその損害を賠償

しなければならない。ただし、その損害（第44条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 3 前2項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理および解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 業務完了前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、委託者と受託者の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、成果に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を行ったことに基づくものおよび第44条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（検査、立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）および当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、損害を受けた成果に相応する契約金額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 委託者は、第9条、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項、第25条第1項、第26条第5項、第27条、前条第3項、第4項もしくは第6項の規定により契約金額を変更すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき額または負担すべき額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知

するものとする。ただし、委託者が、契約金額を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務完了報告および検査)

第31条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、直ちに運転管理業務完了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、運転管理業務完了報告書の内容について受託者に説明を求め、必要な範囲でその他の資料の提出を求めることができる。

3 受託者は、毎月の業務が完了したときは、業務完了から10日以内に委託者の定める検査職員の検査を受けなければならない。

4 検査職員は、業務が仕様書等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しを命ずることができる。この場合の費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第32条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して、委託料の支払を請求するものとする。

2 前項の委託料は、契約金額に基づき、前条第3項の検査を受けた業務の履行分に相当する額を定めたものとし、委託者と受託者が協議して定める。ただし、第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

3 委託者は、前項の規定により受託者からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数(以下この項において「遅延日数」という。)は、前項に規定する期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数に含まれるものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第33条 受託者は、委託者の承諾を得て、委託料の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対して第32条に基づく支払いをしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第34条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から既に実施した業務に係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条第1項において準用す

る場合を含む。)の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受託者は、当該支払いの遅れた額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき、または履行期間経過後相当の期間内に業務を完了させる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第11条第2項に掲げる者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反しその違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第37条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が当該契約を解除しなかったとき。

第35条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令が行われない場合にあつては、独占禁止

法第50条第1項に規定する納付命令)を受け、または独占禁止法第66条第4項の規定による公正取引委員会の審決が確定したとき。

- (2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第36条 委託者は、工事が完成するまでの間は第35条および前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第36の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第35条または第35条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、または受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合(第35条第6号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(受託者の解除権)

第37条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条第1項または第2項の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。ただし、当該中止が業務の一部のみの場合は、その中止した一部を除いた部分の業務が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

(3) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、(ただし、逸失利益は含まない。)その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第38条 委託者は、契約が解除された場合においては、受託者がすでに業務を終了した

部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分にかかる委託料を受託者に支払わなければならない。

- 2 前項に定める契約金額は、委託者と受託者が協議して定める。
- 3 受託者は、契約が解除された場合において、支給品があるときは、第1項の既履行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給品が、受託者の故意もしくは過失により滅失し、もしくはき損したとき、または当該既履行部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、委託者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、契約が解除された場合において、業務用地等に受託者が所有しまたは管理する機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または業務用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、または業務用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、委託者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第3項前段の規定による受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第35条、第35条の2または第36条の2第2項の規定によるときは委託者が定め、第36条第1項の規定によるときは委託者が受託者の意見を聴いて定め、前条第1項の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 7 第3項後段および第4項の規定による受託者のとるべき措置の期限、方法等については委託者が受託者の意見を聴いて定める。

#### (業務の引継)

第39条 受託者は、業務を実施する際に、必要な事項を前年度の受託者から引継を受けるものとする。

- 2 引継にかかる費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、履行期間終了後、次年度の受託者に業務の引継を行わなければならない。

#### (賠償の予約)

第40条 受託者は、第35条の2各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の1に相当する額を、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 第35条の2第1号に該当する場合であつて、排除措置命令もしくは納付命令または審決の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、委託者が特に必要があると認めるとき。

- 2 受託者は、第35条の2第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額の

ほか、この契約による契約金額の100分の5に相当する額を、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 第35条の2第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があるとき。

(2) 第35条の2第2号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受託者が前2項に規定する違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該違約金の額につき年5パーセントの割合で、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

4 第1項および第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第41条 受託者は、委託業務実施中に知り得た秘密および委託者の行政事務などで一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第42条 受託者は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針」(平成13年4月27日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(火災保険等)

第43条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、または任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券またはこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(あっせんまたは調停)

第44条 この契約書の各条項において、委託者と受託者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合、その他契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者および受託者は、協議の上調停人1人を選任し、当該調停人のあっせんまたは調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者とが折半し、その他のものは委託者と受託者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、総括責任者等の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人または受託者から業務を委任され、または請け負った者の業務の実施に関する紛争および監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受託者が決定を行った後もしくは第5項の規定により委託者が決定を行った後または委託者もしくは受託者が決定を行わずに同条第3項もしくは第5項の期間が経過した後でなければ、委託者および受託者は、第1項のあっせんまたは調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定に関わらず、委託者または受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（補則）

第45条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。